

令和5年度
P T A 定期総会

令和5年5月2日(火)



授業参観 (各教室)	13:20~14:05
PTA総会 (体育館)	14:25~15:05
学年部会 (各学級)	15:10~15:50



甲州市立井尻小学校

令和5年度PTA総会 次第

- 進行……佐藤由美子 副会長
……雨宮茂治 副会長
……雨宮雅樹 会長
……土屋弘明 校長
- 1 開会のことば
 - 2 PTA会長あいさつ
 - 3 学校長あいさつ
 - 4 職員紹介
 - 5 議事 (議長……雨宮雅樹 会長)
- (1) 令和4年度活動報告 P5, 6, 7 ……小幡真理絵 庶務
- (2) 令和4年度会計報告
- ・PTA会計 P8 ……西本 梓 会計
 - ・有価物回収特別会計 P9 ……西本 梓 会計
- (3) 令和4年度会計監査報告 ……鶴田瑛絵 監事
- (4) 令和4年度庶務・会計報告の承認
- (5) 令和5年度新本部役員の報告 P10 ……事務局 教頭
- (6) 令和5年度新本部役員(会長・副会長)の承認
- (引継時の進行：事務局 教頭)
- 旧本部役員のあいさつ → 新本部役員のあいさつ ……新旧本部役員
- 進行……小林栄美 副会長
(議長……雨宮茂治 会長)
- (7) 令和5年度事業計画案の提案と承認 P12, 13 ……榎本亜由美 庶務
- (8) 令和5年度予算案の提案と承認 P14 ……横山由紀子 会計
- (9) 井尻小PTA会則・慶弔規定 P15-18 ……事務局：教頭
- (10) PTA役員(専門部・支部・学年)について P10, 11…事務局：教頭

(11) その他

・学校諸経費納入金額について P19 ……事務局：教頭

・日本スポーツ振興センター・親子安全会加入について P20 …事務局：教頭

・引き渡し訓練・110番の家確認・親子クリーンアクションについて P24

……事務局：教頭

・その他

6 閉会のことば

……矢崎修一 副会長

◆資料

①令和5年度山梨県学校教育指導重点・井尻小ランドデザイン P3,4

②転出入教職員・令和5年度教職員一覧 P25

③あいさつ標語の募集 P26,27

④学校いじめ防止基本方針 P28-32

⑤甲州市子ども十の誓い・甲州市「親のあり方」十か条 P33,34

⑥ICT端末の持ち帰り活用ルールについて P35,36

⑦統廃合見直しに関する要望書等に対する回答について P37,38

令和5年度 児童数・会員数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
男子	4	6	9	8	6	9	42
女子	5	5	12	5	6	7	40
合計	9	11	21	13	12	16	82
家庭数	4	7	17	9	11	15	63



P会員数 63

教職員会員数 14

会員数合計 77

山梨県学校教育指導重点

令和5年度、山梨県の小中学校では、

全ての児童生徒が「未来の創り手となるために必要な資質・能力」を培うために、次の学校教育指導重点に取り組めます。

指導重点

確かな学力の育成

○学習指導要領の趣旨を踏まえた、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善及び評価に取り組み、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に努めます。



指導重点

豊かな心の育成

○豊かな心の育成を目指し、校種を越えた連携や学校の教育活動全体を通じた取組を推進し、いじめを許さない集団づくりと安心できる環境づくり及び不登校児童生徒一人ひとりに対応した切れ目のない組織的な支援に努めます。

指導重点

健やかな体の育成

○学校の教育活動全体を通じて、自ら運動を実践する態度を育成し、体力向上を図り、食育並びに心身の健康の保持増進及び安全に関する指導を相互に関連させながら、望ましい生活習慣の形成に努めます。



◇学級経営の充実◇ 主な取り組み

- 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる土台となる、学級・学年等の集団づくりに取り組みます。
- 児童生徒が所属感、自己有用感を持つことができるよう、集団としての意見をまとめたり、個人として問題解決に向けた目標や方法・内容等を決定したりする活動に取り組み、一人ひとりのよさや可能性を生かすように努めます。

指導重点

地域や世界で活躍できる人材の育成

○地域の特色を生かした学習活動を通して、郷土への理解を深めることができるようにするとともに、児童生徒一人ひとりがグローバルな視点を持ち、社会的・職業的自立に向け、将来に必要な基盤となる能力や態度の育成に努めます。

指導重点

特別支援教育の推進

○特別支援教育に関する専門性の向上を図り、多様な学びの場（通常の学級・通級による指導・特別支援学級・特別支援学校）における教育の充実に努めます。



これらを踏まえて、各学校で具体的な計画を立て、実行していきます。

令和5年度 甲州市立井尻小学校グランドデザイン

学校教育目標 豊かな心を持ち自ら切り拓く子どもの育成

めざす子ども像

い つも明るく素直な子
 じ ぶんで考えすすんで学ぶ子
 り っぱに正しく行動できる子
 の びのび遊び元気な子
 こ ころ豊かな思いやりのある子

常に向上心を持った教師
 ・本気で取り組む教師
 意欲溢れる教師と共に

養う力

実践できる力

『愛(I)がいっぱいI J I R I 小』

EYE 目でみて気づき

愛 思いやりの心で考え

I 自分で実行する

「気づき考え実行できる実践力」を養う日々の教育活動

徳

知

体

豊かな心の育成

- い つも明るく素直な子
- こ ころ豊かな思いやりのある子
- 人権尊重の理念に基づく教育活動
- よりよく生きる基盤となる道徳教育
- 一人一人が輝く特別支援教育
- 当たり前のあいさつ、掃除
- 心を豊かにする読書活動
- 歌声あふれる全校合唱
- 基本的な生活習慣の定着
- なりたい自分になれる力の育成
- WEBQUを活用した児童理解
- 所属感、自己有用感の育成

確かな学力の育成

- じ ぶんで考えすすんで学ぶ子
- り っぱに正しく行動できる子
- 学ぶ楽しさを実感できる授業
 - ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
 - ・ICTの効果的活用の日常化
- 学習環境の整備
 - 親和的な学級集団づくり
- 家庭との連携
 - ・「いじりの子ノート」の充実
 - ・ICT、AIドリルの活用

健康でたくましい心と体の育成

- の びのび遊び元気な子
- 体力づくり、運動習慣の日常化
 - ・体力アップタイムの活用
 - ・外遊びの推奨
 - ・運動チャレンジの場の設定
- 健康教育の充実
 - ・望ましい生活習慣
 - ・感染症の予防
- 食教育
 - 子どもが作るお弁当の日
- 家庭との連携
 - ・早寝・早起き・朝ご飯
 - ・アウトメディアの取り組み
- 防災、防犯教育と防災管理の充実

わかって楽しい授業づくり/居心地のよい集団づくり/はじめのある生活づくり/安心安全な環境づくり

特色ある魅力ある学校

- ◆楽しい授業, 楽しい学級, 楽しい児童会の実現
- ◆健康な体づくりと食教育
- ◆地域に根ざしたふるさと学習
- ◆ころ柿づくりを通じた地元愛の育成・地域活性化
- ◆保幼小中の密接な相互交流

信頼される学校

- ◆指導力ある教師(学習面・生活面)
- ◆説明責任・情報公開(アカウントビリティ)
- ◆生徒指導の充実といじめ・不登校の根絶
- ◆安全指導(感染症・災害・犯罪から身を守る)
- ◆保護者・地域の方々とのコミュニケーション

連携・協働

コミュニティスクール

学校運営協議会

【家庭との連携】
保護者・PTA(本部・各部会)

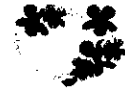
学校支援地域ボランティア

保護者・地域の願い

地域学校協働活動
 【地域の関係諸機関との連携】
 自治区 公民館 育成会
 児童クラブ 老人クラブ
 民生委員 保育園等



令和4年度 庶務報告



【1学期】

4月	6日	(水)	新任式・1学期始業式
	7日	(木)	入学式
	13日	(水)	第1回市P連理事会(書面決議)
	14日	(木)	新旧役員会(紙上提案)
	19日	(火)	6年全国学力学習状況調査
	20日	(水)	家庭訪問(～22日)
5月	2日	(月)	授業参観・PTA総会・学年部会
	12日	(木)	1～4年校外学習
	17日	(火)	6年陸上記録会
	19日	(木)	市P連総会(甲州市民文化会館)
	27日	(金)	5年林間学校
	31日	(火)	避難訓練・引き渡し訓練・親子通学路点検
6月	1日	(水)	学校運営協議会①(コミュニティ・スクール)
	8日	(水)	6年修学旅行(～10日)
	10日	(金)	1年給食試食会
7月	2日	(土)	土曜学級(授業参観)
	5日	(火)	さわやか講演会(甲州市民文化会館)
	7日	(木)	子育て講演会(オンライン)
	8日	(金)	PTA執行部会・役員会①
	11日	(月)	6年水泳記録会
	21日	(木)	1学期終業式

【2学期】

8月	25日	(金)	2学期始業式・第2回市P連理事会
9月	1日	(木)	自由参観日(感染症蔓延防止のため中止)
	3日	(土)	有価物回収・環境整備作業
	14日	(水)	芸術鑑賞会(松里中音楽部)
	25日	(日)	第69回秋季大運動会
10月	6日	(木)	PTA執行部会・役員会②
	7日	(金)	5年県外旅行
	15日	(土)	日本PTA関東ブロック研究大会山梨大会(～16日)
	24日	(月)	東山音楽発表会CATV撮影
	28日	(金)	ふれあい祭り
11月	2日	(水)	ころ柿週間(～11日)
	4日	(金)	ころ柿集会
	12日	(土)	校内マラソン大会
	17日	(木)	甲州市義務教育振興集会(甲州市民文化会館)
	18日	(木)	青少年育成甲州市民会議(甲州市民文化会館)
	24日	(木)	お弁当の日・人権のための研修会(オンライン)
	24日	(木)	青少年健全育成推進甲州市民集会
	29日	(火)	個人懇談(～12月1日)
12月	14日	(水)	縄跳び集会
	15日	(金)	児童会役員選挙
	23日	(金)	終業式

【3学期】

1月	10日	(火)	始業式
	13日	(金)	校内書きぞめ大会
	18日	(水)	市P連学習会(甲州市民文化会館)市P連理事会(書面決議)
	19日	(木)	5・6年スキー教室
2月	3日	(金)	新入生保護者説明会
	9日	(木)	2・3・4年授業参観・学年部会
	17日	(金)	1・5・6年授業参観・学年部会 学校運営協議会②
	20日	(月)	児童総会
	22日	(水)	6年生を送る会
3月	8日	(水)	学校運営協議会③
	22日	(水)	第67回卒業証書授与式
	24日	(金)	修了式
	25日	(土)	年度末休業(～31日)

月	行 事 予 定	
4	6日 新任式・1学期始業式 7日 入学式 8日 給食開始(2年～6年) 13日 1年給食開始 14日 PTA新旧本部役員会	18日 1年生を迎える会 19日 6年全国学力・学習状況調査 20・21・22日 家庭訪問 27日 避難訓練
5	2日 授業参観/部会/P総会 11日 自転車教室(3年) 12日 校外学習(1～4年) 13日 児童総会	17日 陸上記録会(6年)プール清掃 20日 新体力テスト 27日 林間学校(5年) 31日 引き渡し訓練・クリーンアクション
6	1日 学校運営協議会(CS①) 8～10日 修学旅行(6年) 13日 プール開き	16日 社会科見学(3年) 24日 社会科見学(4年)
7	2日 土曜学級(授業参観) 親子歯科指導(1年) 中学校再編についての説明会 4日 振替休日	13日 水泳記録会(6年) 21日 1学期終業式・給食終了 22日 夏季休業開始(～8/25まで)
8	26日 2学期始業式	29日 給食開始
9	1日 自由参観日 2日 避難訓練 3日 有価物回収・環境整備作業 8日 運動会特別日課開始	14日 文化芸術体験事業 松里中学校音楽部コンサート 25日 第69回秋季大運動会 26日 振替休日
10	3日 社会科見学(3年) 4日 花とふれあう花育教室 6日 PTA役員会② 7日 県外旅行(5年) 9日 学校創立記念日	15日 PTA関東ブロック山梨大会(分科会) 16日 PTA関東ブロック山梨大会(全体会) 24日 東山音楽発表会のCATV撮影 28日 ふれあい祭り(児童のみで実施)
11	2日 ころ柿週間～11日 4日 ころ柿集会 7日 避難訓練週間 8日 中学校再編に関わる保護者説明会 12日 マラソン大会(弁当持参) 14日 振替休日	18日 甲州市青少年育成集会 20日 県民の日 24日 お弁当の日(弁当持参) 人権のための講演会 29日・30日 個人懇談
12	1日 個人懇談 5日 おかしの遊び(1年) 16日 児童会役員選挙	23日 2学期終業式 給食終了 24日 冬季休業開始(～1/9まで)
1	10日 3学期始業式 11日 給食開始 13日 校内書きぞめ大会 18日 市P連総会(書面審議)	19日 スキー教室(5・6年) 24日 塩山中入学説明会 25日 CRT検査(全学年) 27日 松里中入学説明会
2	3日 新入生保護者説明会 9日 2・3・4年授業参観/部会 17日 1・5・6年授業参観/部会 学校運営協議会(CS②)	20日 児童総会 22日 6年生を送る会 (保護者は持ち帰った端末で観る) 29日 R5PTA役員選考会
3	8日 学校運営協議会(CS③) 20日 給食終了(6年) 22日 卒業証書授与式 23日 給食終了(1年～5年)	24日 修了式 25～31日 年度末休業 27日 離任式

井尻小学校PTAの実践報告

1 実践テーマ

「豊かな心をもつ子どもを育てよう」

2 活動のねらい

本校のPTA活動は、本部・文化部・保体部・支部・学年部を活動組織とし、各部の主体性を大切にしながら、実践テーマに迫るための取組を行っている。

3 実践の概要

有価物回収作業・環境整備作業の実施 (9/3)

本部役員・支部役員・学年役員・保護者の有志・教職員が協力して、午前中に有価物の回収を行った。地域の協力も得て、例年同様の収益を得た。



同時に、側溝の泥上げや校庭の草取りなどの環境整備作業も行い、良好な学校環境が整えられた。



秋季大運動会への協力 (9/25)

今年も、午前中だけの開催であったが、本部役員による早朝の交通整理、感染症防止策をとる中での観覧、終了後の会場片付けなど、多くの保護者の協力が得られ、思い出に残る運動会になった。

マラソン大会への協力 (11/12)

多くの保護者の方にコースの誘導・救護・監察の仕事に協力していただいた。支部役員は、各コースの安全確保のため、路上駐車禁止をお願いする放送を行った。その他、安協や駐在所の方のご協力もいただく中で、安全にマラソン大会を実施することができた。

情報発信

月1回、学校だより「柿の実」を、地区の支部長が、組長さんに依頼して井尻地区の全世帯に回覧している。また、文化部役員が中心となってPTA新聞「かきの木」を年1回2月末に発行している。

親子あいさつ標語づくり

家庭・地域でもあいさつができる児童を育てるために、「親子で考えるあいさつ標語」を募集した。の中からPTA本部役員・職員で審査し、優秀作品は、看板にして校庭のフェンスに掲示し、各家庭にはポスターとして配布した。



学年親子活動の実施

学年役員が中心となり、担任と協力して年1回の親子活動を計画して行い、交流を深めた。

- 1年：給食試食会・レクリエーション
- 2年：ミニ運動会
- 3年：軽スポーツ
- 4年：感謝を伝える会
- 5年：ポッチャの体
- 6年：陶芸教室

うちどく

長期休業中、親子読書に取り組んだ。図書紹介カードを親子で書き、それをボードに掲示した。

非常災害等発生時の備え

平成27年度より、非常災害等発生時用の備蓄品（保存水・保存食）を児童数分購入している。保温用シートも70枚備蓄してある。

4 成果と課題

「豊かな心をもつ子どもを育てよう」の統一テーマのもと、子どもたちの心豊かな成長のために、コロナ禍ではあったが、学校と保護者が一丸となって活動することができた。

有価物回収作業・環境整備作業・秋季大運動会・マラソン大会等では、PTA役員だけでなく、会員も進んで参加し、実施方法を工夫しながら協働する中で、充実した活動を行うことができた。

親子によるあいさつ標語づくりの取組では、児童の、地域の方や来校者への自主的なあいさつにつながったという手ごたえを感じることもできた。

児童数の減少傾向、地域による会員数に偏りがあることから、地区割による役員決めや活動を行うことが困難になりつつある。従来の取り組み方を見直し、より実情に合った方法に変えていく必要がある。

今後も、子どもにとって、最良の教育環境は家庭であり、学校であり、地域社会であるとの認識に立ち、PTA活動が、家庭・地域・学校の連携の要となるように取り組んでいきたい。

井尻小学校PTA会計決算報告書

1 収支の部

収入総額	支出総額	差引残高
366,517	244,261	122,256

2 収入の部

項目	予算額	決算額	備考
1 会費	238,500	238,500	P 3,000円×66軒 = 198,000円 T3,000円×13人 = 39,000円 T1,500円×1人 = 1,500円(司書兼務)
2 繰越金	128,016	128,016	
3 雑収入	0	1	受取利子
雑収入	0	0	関プロ参加費 市P連より
合計	366,516	366,517	

3 支出の部

項目	予算額	決算額	備考
1 本部費	25,000	20,000	
ア 事務費	5,000	0	
イ 派遣費	20,000	20,000	研修会等参加費補助
2 事業費	63,400	47,873	
ア 本部事業費	15,000	14,798	有価物回収飲み物 有価物保険代
イ 文化部費	20,000	24,176	PTA新聞用紙代 松里中お礼図書カード代
ウ 保体部費	10,000	8,899	マラソン大会等飲み物
エ 学年部費	18,400	0	親子活動費
オ 特別部会費	0	0	
3 補助活動費	140,000	114,712	
ア 奨励費	60,000	50,056	入学祝い品 入学式写真 卒業記念写真
イ 行事活動費	60,000	64,656	卒業式花 卒業式鉢花 離任職員花
ウ 環境美化	20,000	0	花壇花苗
4 防災費	16,416	18,316	保存水・保存食
5 分担金	19,360	19,360	市P連分担金220円×101人
6 慶弔費	10,000	0	
7 親子安全会	24,000	24,000	300円×(世帯+13人)※1世帯返金
8 予備費	68,340	0	前校長肖像写真代
合計	366,516	244,261	

上記のとおり報告致します。尚、残金 122,256円は来年度へ繰り越し致します。

令和5年3月29日

会計 西本 梓

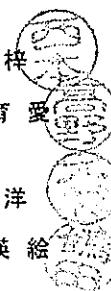
高野 育愛

上記に相違ないことを認めます。

令和5年3月29日

監事 大村 洋

鶴田 瑛絵



令和4年度有価物回収特別会計収支決算書

1 収支の部 (単位:円)

収入総額	279,591	収入の部参照
支出総額	11,000	支出の部参照
差引残額	268,591	次年度への繰り越し

2 収入の部 (単位:円)


項目	金額	摘要
前年度繰越金	133,831	
有価物回収実績	94,550	段ボール・新聞・雑誌・牛乳パック・古着
甲州市有価物回収報奨金	51,210	
収入合計	279,591	


3 支出の部 (単位:円)

項目	金額	摘要
あいさつ標語の看板	11,000	
支出合計	11,000	

以上のとおり、報告いたします。

令和5年3月22日

会計担当 武井 麻子 

会計担当 西本 梓 

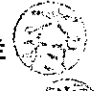
会計監査報告

令和5年3月29日、有価物回収特別会計の監査を実施しましたので報告いたします。

監査の結果

- ①会計の執行は適切である。
- ②書類は整然と整理、保存されており、帳簿への記載は正確である。
- ③現金の取り扱いは良好である。

令和5年3月29日

監事 大村 洋 

監事 鶴田 瑛絵 

※令和2年度～4年度の新型コロナウイルス感染症対策の補助金で、これまでに空気清浄機や加湿器等、児童の健康や安全上必要なものを購入しておりますので、今年度は、校庭南側フェンスに設置した「あいさつ標語の看板」のみを購入しました。残金は、次年度に繰り越し、児童のために有効に活用させていただきたいと思っております。



令和5年度

井尻小学校PTA役員(案)



◎本部役員

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属 (氏名)	氏 名	所 属 (氏名)
会 長	雨宮 茂治	6年 (優翔)		
副会長	矢崎 修一	5年 (愛依)	小林 栄美	6年 (れいら)
副会長	土屋 弘明	学校 (校長)		
庶 務	榎本亜由美	6年 (鈴)	河野 直人	学校 (教頭)
会 計	横山由起子	6年 (小粋)	高野 育愛	学校 (教務)
監 事	雨宮 雅樹	昨年度会長 (卒業生)	佐藤由美子	昨年度副会長 (心春)

◎専門部

【文化部】 ◎部 長： 手塚智香子

○副部長： 廣瀬 愛

三枝 朱乃	手塚智香子	柳澤 美代
唐澤真理子	大村 洋	長崎万里絵
廣瀬 愛	上原 麻紀	

【保体部】 ◎部 長： 市川 高志

○副部長： 窪田 麻美

前島 佑季	喜田 健司	狩野香保里
市川 高志	小林あけみ	黒沢 静
中橋さなえ	小島 夏美	笹本 彩花
窪田 麻美		

◎支部役員

支 部	支部長	所属（氏名）
東 方	市川 高志	6年（詞稀）
上井尻	小林あけみ	6年（春信）
中井尻	柳澤 美代	5年（悠真）
県 営	上原 麻紀	3年（結花）
乙川戸	大村 洋	6年（一騎・雄樹）
能 麦	長崎万里絵	5年（結蘭）
武士原	狩野香保里	5年（結香）
下市場	黒沢 静	6年（恵介）

◎学年役員

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
学年部長	前島 佑季	中橋さなえ	三枝 朱乃	唐澤真理子	柳澤 美代	手塚智香子
	（羚二）	（あめり）	（玲菜）	（悠大）	（悠真）	（咲希）
学年委員 （副部長）	笹本 彩花	窪田 麻美	小島 夏美	喜田 健司	長崎万里絵	廣瀬 愛
	（篤人）	（あかり）	（陽乃）	（美稀也）	（結蘭）	（咲）





令和5年度事業計画（案）



実践テーマ「親子のふれあいを通して、心豊かな子どもを育てよう」

月	事業内容（令和4年度）	日	事業内容（令和5年度）	部・県P
4	新旧役員会 （家庭訪問20・21・22日）	14	新旧役員会 （家庭訪問19・20・21日）	市P連理事会（書面決議）
5	授業参観・総会・学年部会 引渡し訓練・親子通学路点検・110番の家確認（親子クリーンアクションは中止）	2	授業参観・総会・学年部会	18日 市P連絡会
6	学校運営協議会①	2 19	引渡し訓練・親子通学路点検・110番の家確認・親子クリーンアクション 学校運営協議会①	3日 県P定期総会
7	土曜参観 第1回PTA役員会	1 7	土曜参観 第1回PTA役員会	さわやか講演会
8	【中止】自由参観	31	自由参観	25日市P連理事会
9	有価物回収作業・環境整備作業運動会への協力	2 30	有価物回収作業・環境整備作業 運動会への協力	
10	第2回PTA役員会 【児童のみ】ふれあい祭り	6 27	第2回PTA役員会 ふれあい祭り	
11	ころ柿週間 ころ柿集会 校内マラソン大会への協力 PTA親善球技会【中止】	1 2 11	ころ柿週間（～10日） ころ柿集会 校内マラソン大会への協力	16日 甲州市義務教育振興委員会 人権のための研修会 青少年育成甲州会議
12	個人懇談11/30～12/1	5	個人懇談（～7日）	2日 県P大会
1	令和5年度PTA役員選考会 PTA役員会③【書面審議】	26 28	第3回PTA役員会 令和6年度PTA役員選考会	17日 市P連学習会・理事会
2	授業参観・部会（2回に分けて実施） 学校運営協議会②	9 16 16	授業参観・部会（4・5・6年） 授業参観・部会（1・2・3年） 学校運営協議会②	
3	学校運営協議会③ PTA新聞「かきの木」59号発刊	6	学校運営協議会③ PTA新聞「かきの木」60号発刊	2日 県P会長予定者研修会
	学年親子活動 *1・2・3・4・6年実施		学年親子活動 *各学年で検討	

令和5年度 井尻小学校年間行事予定

月	行 事 予 定			
4	6日	新任式・1学期始業式	14日	PTA新旧本部役員会
	7日	入学式	14日	1年生を迎える会
	10日	給食開始(2年～6年)	18日	6年全国学力・学習状況調査
	12日	1年給食開始	19・20・21日	家庭訪問
	13日	交通安全教室(1年)	27日	避難訓練
5	2日	授業参観/P総会/部会	23・24日	林間学校(5年)
	9日	自転車教室(3年)	25日	陸上記録会予備日
	16日	児童総会	30日	1～4年校外学習
	23日	陸上記録会(6年)		
6	2日	引き渡し訓練・110番の家確認	13日	プール開き
		クリーンアクション	19日	学校運営協議会①
	7～9日	修学旅行(6年)	20日	防犯教室
7	1日	土曜学級(授業参観)	13日	水泳記録会(6年)
		親子歯科指導(1年)	20日	交通安全講話
	3日	緑替休業日	21日	1学期終業式・給食終了
	7日	PTA役員会①	22日	夏季休業開始(～8/24まで)
8	25日	2学期始業式	31日	自由参観日
	28日	給食開始		
9	1日	避難訓練	15日	運動会特別日課開始
	2日	有価物回収・環境整備作業 (予備日3日)	30日	第70回秋季大運動会
10	2日	緑替休業日	19日	ころ柿学習会(3年)
	6日	PTA役員会②	26日	東山梨音楽発表会
	9日	学校創立記念日	27日	ふれあい祭り
	13日	県外旅行(5年)		
11	1日	ころ柿週間～10日	13日	緑替休業日
	2日	ころ柿集会	14日	避難訓練週間
	11日	マラソン大会 予備日12日	20日	県民の日
			24日	お弁当の日
12	5～7日	個人懇談	21日	2学期終業式 給食終了
	13日	おかしの遊び(1年)	22日	冬季休業開始(～1/8まで)
	14日	児童会役員選挙		
1	9日	3学期始業式	19日	スキー教室(5・6年)
	10日	給食開始	22日	避難訓練週間
	11日	校内書きぞめ大会	23日	塩山中入学説明会
	15日	CRT検査(～19日)	26日	松里中入学説明会 PTA役員会③
2	2日	新入生保護者説明会	16日	学校運営協議会②
	9日	授業参観/部会(4・5・6年)	20日	児童総会
	16日	授業参観/部会(1・2・3年)	29日	6年生を送る会
3	6日	学校運営協議会③	25日	修了式
	18日	給食終了(6年)	26～31日	年度末休業
	19日	卒業証書授与式	26日	離任式
	22日	給食終了(1年～5年)		

～年間を通して～

- 学納金振替日(5月, 9月, 1月の各25日) ○安全点検 ○読書活動 ○職員会議
- 集会(全校・歌声・体育・保健・図書) ○校内研究 ○交通安全指導 ○登校指導
- 保育園・幼稚園や中学校との連携・協力

☆上記の行事日程は, 変更になる場合もあります。ご承知おきください。

井尻小学校PTA会計収支予算書(案)

1 収支の部

収入予算額	支出予算額	差引残高
354,756	354,756	0

2 収入の部

項目	予算額	昨年度予算額	増減	備考
1 会費	232,500	238,500	-6,000	P 3,000円×63軒= 189,000円 T3,000円×14人= 42,000円 T1,500円×1人= 1,500円(司書兼務)
2 繰越金	122,256	128,016	(5,760)	令和4年度繰越金
3 雑収入	0	0	0	
合計	354,756	366,516	-11,760	

3 支出の部

項目	予算額	昨年度予算額	増減	備考
1 本部費	25,000	25,000	0	
ア 事務費	5,000	5,000	0	事務用品 コピー代等
イ 派遣費	20,000	20,000	0	各種研修会参加費補助
2 事業費	62,300	65,900	-3,600	
ア 本部事業費	15,000	15,000	0	有価物回収・環境整備飲み物代等
イ 文化部費	20,000	20,000	0	新聞「かきの木」印刷用紙・インク代等
ウ 保体部費	10,000	10,000	0	マラソン大会飲み物代等
エ 学年部費	17,300	18,400	-1,100	学年親子学習会100円×(82人×2+9人)
オ 特別部会費	0	0	0	
3 補助活動費	140,000	140,000	0	
ア 奨励費	60,000	60,000	0	入学祝い品 入学式写真 卒業式写真
イ 行事活動費	60,000	60,000	0	卒業式鉢花 離任式花
ウ 環境美化	20,000	20,000	0	奉仕作業工具代・花苗代等
4 防災費	16,416	16,416	0	保存水・保存食
5 分担金	18,040	19,360	-1,320	市連P分担金220円×82人
6 慶弔費	10,000	10,000	0	
7 親子安全会費	23,400	24,000	-600	300円×(63+15)世帯
8 予備費	59,600	58,663	937	
合計	354,756	359,339	-4,583	

井尻小学校 P T A 会 則

(名 称)

第1条 本会は井尻小学校 P T A と称し、事務局を井尻小学校におく。

(会 員)

第2条 本会は井尻小学校児童の保護者、またはこれに代わるものと井尻小学校教職員を以て組織する。

(目 的)

第3条 この会は児童教育の向上をはかり、学校、家庭、社会教育を充実発展させ、会員相互の連携と教養を高め、地域文化の向上をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 児童教育に関する研究と調査 | 2 学校教育の振興 |
| 3 家庭教育、社会教育の向上 | 4 保護者教職員の連絡と修養 |
| 5 懇談会、研究会、講習会等の開催 | 6 教育諸施設の充実への協力 |
| 7 児童福祉の増進 | 8 その他必要な事項 |

(性 格)

第5条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 本会は自主独立のものであって他の支配や干渉を受けない。
- 2 本会は政治的には中立不偏で営利的行為は行わない。
- 3 児童の福祉増進のために活動する。又他団体及び他機関と協力する。

(権利と義務)

第6条 会員はすべて平等な権利と義務を有し、第3条の目的及び第5条の方針に従って活動する。

(組 織)

第7条 本会に次の組織をおき運営する。

- 1 学年 P T A
- 2 支部 P T A (東方, 上井尻, 中井尻, 県営住宅, 乙川戸, 能麦, 下市場 (追手先), 武士原)
- 3 専門部 (文化部, 保体部)
- 4 特別部会 (生活指導連絡特別部会)

(役員と選出法)

第8条 この会には次の役員をおく。

- 会長 1名 役員会において選出し、総会の承認を得る。
- 副会長 3名 校長及び2名を役員会において選出し、総会の承認を得る。

- 学年部長 1 名， 副部長 1 名を各学年総会において会員中より選出する。
- 支部長 1 名，~~副支部長 1 名~~を各支部会員の互選により会長が委嘱する。
*令和 4 年度 P T A 総会で削除の提案がされて決定されました。
- 庶務 2 名， 会計 2 名は会員中より会長が委嘱する。
- 教頭及び教務主任は会長の委嘱によりこれに従う。
- 監事 2 名は役員会で会員中より選出する。

(職務内容)

第 9 条 役員の職務内容は次の通りとする。

- 会長は本会を代表し， 会務を総括するとともに， 総会・役員会を招集し議長となる。
- 副会長は会長を補佐し， 会長事故ある時は代理する。
- 支部長は支部を代表し， 支部総会又は支部役員会を招集し議長となる。
- ~~○副支部長は支部長を補佐し， 支部長事故ある時は代理する。~~
- 学年部長は学年 P T A を代表するとともに， 学年総会及び役員会を招集し議長となる。
- 学年副部長は学年部長を補佐し， 部長事故ある時は代理する。
- 庶務・会計は常に会長をたすけ， 庶務， 会計の一切の事務を行う。
- 監事は本会の経理を監査し， 総会において報告する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は 1 カ年とするが再選は妨げない。補欠の場合は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第 11 条 総会は年 1 回年度当初に開催し， 次の事項を行う。尚， 必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- | | | | |
|-----------|-----------|------------|---------|
| 1 庶務会計の報告 | 2 予算決算の承認 | 3 役員承認 | 4 会則の変更 |
| 5 本年度の事業 | 6 表彰 | 7 その他必要な事項 | |

(本部役員会)

第 12 条 本部役員会は本部役員（正副会長， 庶務， 会計， 監事）を以て構成し， 会長はこれを招集する。事業原案， 予算原案， P T A 役員会の委任事項の執行， その他必要な事項を行う。

(P T A 役員会)

第 13 条 正副会長， 庶務， 会計， ~~副~~支部長， 正副学年部長を以て構成し， この会は総会に次ぐ決議機関として事業並びに重要事項につき協議する。

(支部役員会)

第 14 条 支部役員会は~~正副~~支部長を以て組織し， 支部の事業並びに重要事項について協議する。

(学年役員会)

第 15 条 学年役員会は学年正副部長を以て組織し， 各学年の重要事項を協議する。

(専門部会)

第 16 条 専門部会は支部長，学年部長，副会長を以て組織し，部長の招集により本会より委任事項と分担事項の協議執行にあたり，会長に報告するものとする。

(特別部会)

第 17 条 特別部会は正副会長，庶務，会計，専門部長，支部長，校長，教頭，教務主任，生徒指導主任を以て組織する。尚，協議事項によっては他の人も参加する。児童の生活指導，学校教育に関する諸問題の情報交換をし，共通認識の上に立って本校児童を心身とも健全で明るい子に育てるための会とする。

(開会時期)

第 18 条 本部役員会，PTA役員会，各学年役員会，専門部会，特別部会は必要に応じ随時開く。

(経 費)

第 19 条 この会の経費は会費，寄付金及びその他の収入を以てあてる。

(会計年度)

第 20 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

(細 則)

第 21 条 この会の運営に必要な細則は別にこれを定める。

細 則

- (1) 本部役員の変更は正副支部長を選考委員として出し，協議選出する。
- (2) 学年部長は学級担任と連絡をとり，学年 P T A の中心となる。
- (3) 専門部会の部員及び役員の選出は次による。
 - 部長，副部長は各部の部員中より選出し，会長の委嘱による。
 - 部員は支部長，学年部長，副会長を以てこれにあたる。但し各部へ教師一名が入るものとする。
- (4) この規約は昭和五十七年度より発効する。

平成 10 年 4 月 21 日	一部改正
平成 14 年 4 月 25 日	一部改正
平成 25 年 4 月 26 日	一部改正
平成 29 年 4 月 28 日	一部改正
平成 30 年 5 月 2 日	一部改正
平成 31 年 4 月 26 日	一部改正
令和 3 年 4 月 30 日	一部改正
令和 4 年 5 月 2 日	一部改正

井尻小学校 P T A 慶弔規定

第1条 この規定は、会員及び児童に対する慶弔について定める。

第2条 慶の部

職員の転退職にあたっては、花束を贈る。

第3条 弔の部

1 会員が死去した場合

・本会より生花を贈り、会長、当該支部長、当該学年部長、校長と担任が見舞う。

2 児童が死去した場合

・会員に準ずる。

3 本部役員の同居の親が死去した場合

・本会より香料3,000円を贈り、会長と校長が見舞う。

第4条 この規定によりがたい場合は、必要により役員会で協議の上、または会長の専決により処理し、役員会に事後報告をする。

第5条 この規定を変更しようとする場合は、役員会に図り、P T A総会で協議の上、変更する。

第6条 この規定は、昭和61年4月21日より実施する。

平成 8年4月 規定一部変更

平成25年4月 規定一部変更

平成27年4月 規定一部変更

平成30年5月 規定一部変更

令和5年度 学納金自動払込予定一覧表

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
PTA会費		1000				1000				1000			3000
学年費	1 学年	3500				2500				1600			7600
	2 学年	3600				2160				1470			7230
	3 学年	5060				3710				580			9350
	4 学年	4060				2060				1900			8020
	5 学年	6500				3500				1490			11490
	6 学年	4850				3160				5070			13080
積立金	1・2 学年	4000				4000				2000			10000
	3 学年	6000				8000				6000			20000
	4 学年	8000				8000				4000			20000
	5 学年	9500				12500				14000			36000
	6 学年	12000				12000				8000			32000

【備考】

- 給食費は無償化されています。
- 今年度より集金は3回（5・9・1月）に分けて引き落としします。
- PTA会費は、一戸あたり3,000円を3回（各月1,000円）に分けて引き落としします。
- 学年費は、教材費と消耗品費（ファイルなど個人が使用する物）です。
1月分は年間調整で金額が予定と変わることもあります。残金は、積立金に入金します。
- 積立金は、学年の行事等によりそれぞれ学年ごと設定しています。
- 集金方法は、郵便局の自動振込とし、3回（5・9・1月）に分けて24日までに必ず入金してください。
(引き落としは25日になります)

*口座に引き落とし金額+手数料10円を入金してください。

☆学年別合計金額一覧表

項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
PTA会費		1000				1000				1000			3000
学+積 (学年 別合計)	1 学年	7500				6500				3600			17600
	2 学年	7600				6160				3470			17230
	3 学年	11060				11710				6580			29350
	4 学年	12060				10060				5900			28020
	5 学年	16000				16000				15490			47490
	6 学年	16850				15160				13070			45080
お宅の納入金													

- ・お子さんが2人以上就学している家庭は、学年別合計の欄をたし算してください。
- ・1家庭につきPTA会費（各月1,000円）を足してください。
- ・もし変更が生じた場合は、事前に連絡します。

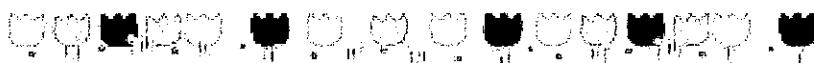
独立行政法人日本スポーツ振興センターと PTA親子安全会について

○独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

- 1 対象 児童
学校の管理下（通学路による登下校を含む）における災害（負傷，疾病，傷害等）の医療費が1，500円以上の場合。（交通事故は除外）
- 2 医療費，傷害見舞金，死亡見舞金，災害共済給付。
- 3 掛け金（935円）は，公費負担。【児童のみ】

○PTA親子安全会について

- 1 対象 児童・・・独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険対象とならないすべての傷害事故
保護者・・・PTA主催または共催行事，児童を含めた社会的行事（子どもクラブ，スポーツ少年団，育成会，おまつり等）に参加した折りの傷害事故
- 2 見舞金 治療期間が2回以上の傷害事故に対して給付。
- 3 会費 児童・・・年間400円（公費負担）
保護者・・・年間300円（PTA会費より負担）
ただし，保護者が公立小中学校の教職員には返金します。
全員の加入をお願いします！
詳細は，[令和5年度 山梨県PTA親子安全会の手引き](#) をご覧ください。



親子安全会見舞金制度の手引き

もしも **けが** をしてしまったときは・・・

親子安全会から **見舞金** が給付されます。

～治療回数が **2回以上** のけがと、死亡の場合

申請により **見舞金** が支払われます～

区分	対象	事由	見舞金額	
死亡見舞金	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外 ※別項（☆見舞金申請のきまり①）参照	10万円	
	保護者・教職員	疾病・傷害を問わずいかなる場合も対象	10万円	
傷害見舞金 【整（接）骨院での治療は5割給付，上限5万円】	児童生徒	日本スポーツ振興センター適用外	入院	1,500円／1日
			通院	1,000円／1回
	保護者	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 （社会的行事：公的機関の主催共済行事）	入院	3,000円／1日
			通院	1,500円／1回
教職員	1 PTA活動中 2 児童生徒対象の社会的行事参加中 3 勤務中	入院	3,000円／1日	
		通院	1,500円／1回	
後遺障害見舞金	児童生徒	後遺障害見舞金支払区分により査定された金額 （但し，入・通院傷害見舞金と合算して10万円以内）		
	保護者・教職員			

☆見舞金申請の仕方（ご家庭でいただくこと）

① けがをして、保険診療のきく医療機関で **2回以上治療** した場合は申請ができます。

まず、学校から『PTA親子安全会見舞金請求申請書』と『証明書』の用紙をいただき
ください。

② 次に、『PTA親子安全会見舞金請求申請書』の太線内を記入してください。

申請書提出時の学年・組を記入してください。（中学卒業後の申請は中学校3年生時の学年・組を入力）

なお、原因・発生状況は、詳しく記入してください。

③ 『証明書』は、受診した医療機関等に記入を依頼してください。

証明書料は事務局負担（2022年4月1日施行）です。

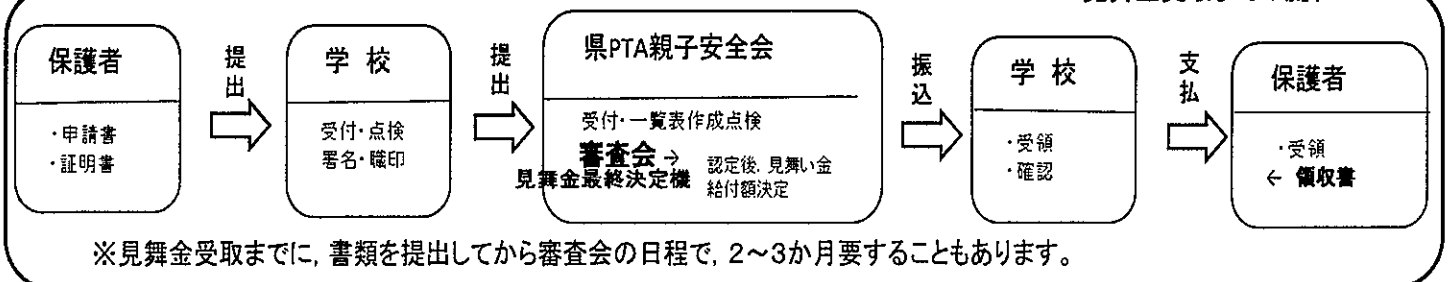
④ ②と③を学校に提出してください。学校から山梨県PTA親子安全会事務局に提出されます。

山梨県 PTA 親子安全会

☆見舞金申請のきまり（詳しくは各学校・山梨県PTA親子安全会事務局にお問い合わせください）

- ① 児童生徒は、学校生活中(学校管理下)以外の全てのけがと死亡が、見舞金制度の対象です。児童生徒の学校生活中のけがの申請は、『日本スポーツ振興センター』です。
- ② 保護者・教職員はPTA活動中及び児童生徒を対象とした社会的行事参加中等のけがと、死亡(死亡理由を問わず)が対象です。
- ③ 2回以上治療しないと申請できません。一傷害事故について申請は1回です。
- ④ 見舞金の対象期間は、けがをした日から180日間です。
- ⑤ 見舞金の申請は、治療が終わって3か月以内を目安にしてください。けがをした日から2年過ぎての申請はできませんので注意してください。
- ⑥ 証明書料は事務局負担(2022年4月1日施行)です。
- ⑦ 次の場合、見舞金は支払われません。
 - (ア) 『日本スポーツ振興センター』対象のけが (イ) 本人の無免許・飲酒運転及び不正申請等
 - (ウ) 地震・噴火・台風等天変地異のけが等 (エ) 戦争・争議・紛争等によるけが等
 - (オ) 交通事故によるけが(但し、自転車の自損事故のみ見舞金支払の対象となります)

見舞金受取までの流れ



☆山梨県 PTA 親子安全会の概要

- ・山梨県 PTA 親子安全会は、昭和 50 年（1975 年）4 月 1 日に発足しました。
 - ・昭和 61 年度（1986 年）定期総会で親子・教職員とも全員加入が、決議されました。
 - ・平成 20 年度（2008 年）から、保険業法の適用で見舞金支払規定が変わり、上限 10 万円です。
 - ① 生命安全への意識の高揚
 - ② 事故傷害への見舞金制度
 - ③ 社会的活動実践に向けての下支え
- を推進します。

【会費】

児童生徒・・・年額 400 円
保護者（一世帯），教職員（一人）・・・年額 300 円

山梨県 PTA 親子安全会事務局（ご不明な点やご質問等ありましたらお問い合わせください。）
〒400-0031 甲府市丸の内3-33-7 ☎055-228-1342

2023年度

扶助会の手引き

山梨県PTA扶助会

ご不明な点やご質問等ありましたら、山梨県PTA扶助会事務局へお問い合わせください。

〒400-0031

甲府市丸の内3-33-7

万一、保護者（会員）が死亡したとき・・・・・・・・

扶助会から 厚生援助金（一時金）

PTA活動中や社会的行事参加中の事故死亡には、弔慰見舞金 が支払われます。

区分	対象	事由	見舞金額
厚生援助金	保護者	児童生徒の保護者（親権者）である会員死亡（病気・事故等死亡の理由は問わない）	10万円
弔慰見舞金 (事故死亡の場合のみ)	児童生徒	PTA活動中による事故死亡（日本スポーツ振興センターの適用外）	100万円
	保護者 教職員	PTA活動中による事故死亡	300万円
		児童生徒対象の社会的行事参加中による事故死亡（社会的行事：公的機関の主催共催行事）	200万円
	教職員	勤務中による事故死亡	100万円

☆申請から受取までの流れ

- ① 学校から扶助会の『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』をいただってください。
 - ② その『厚生援助金・弔慰見舞金請求申請書』の上部太線枠内を記入してください。
 - ③ ②を学校に提出してください。学校から山梨県PTA扶助会事務局に提出されます。
 - ④ 弔慰見舞金申請の場合は、行事等の要項を添付してください。
 - ⑤ 扶助会認定委員会（年間9回開催）で認定後給付されます。
 - ⑥ 厚生援助金は、学校の口座に振込まれます。
 - ⑦ 弔慰見舞金は、受取人の指定された口座に振込まれます。
- ※厚生援助金と弔慰見舞金の重複支給はありません。

※ 次の場合は支払われないことがあります。

- (ア) 山梨県PTA親子安全会の会員としての会費を納めていない者
- (イ) 給付金発生の事由が発生してから正当な理由なく2年以上給付金の申請がなかった時
- (ウ) 給付受取事由が受取人の犯罪行為に起因する時
- (エ) 地震・噴火・台風・その他これに類似の天災に起因した事故による死亡（ただし、PTA会員として、救出作業に従事中の災害事故は除く）
- (オ) 戦争・争議・紛争等動乱に起因した傷害事故による死亡
- (カ) 1事故1団体への給付金が5,000万円を超えた場合、その超えた部分
- (キ) 原資金がなくなった時

☆山梨県PTA扶助会の概要

- ・ 山梨県PTA扶助会は、山梨県PTA親子安全会旧制度の積立金を原資として、平成20年(2008年)4月1日に設立されました。
- ・ 会員は、山梨県PTA親子安全会の全会員が対象です。（扶助会としての会費は無料です。）
- ・ 目的は (1) 保護者が死亡した場合に、残された児童生徒のための厚生援助
(2) PTA活動中、社会的行事参加中等の事故により死亡した場合の弔慰見舞金
※(1)厚生援助金、(2)弔慰見舞金とも対象者一人当たりの金額です。
※弔慰見舞金はいずれも病気死亡は除きます。
- ・ 扶助会と親子安全会は別組織です。親子安全会の死亡見舞金とは別に支払われます。

令和5年5月2日

保護者各位

甲州市立井尻小学校
校長 土屋 弘明

引き渡し訓練・こども110番の家確認・通学路点検について(お願い)

木々の緑が目鮮やかな季節となりました。保護者の皆様方にはご健勝にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。

さて、引き渡し訓練・こども110番の家確認・通学路点検を、次の内容で実施いたします。

今年度は、引き渡し終了後の帰宅時に、「こども110番の家の確認」と「通学路点検」をお願いいたします。お子さんと一緒に通学路の危険な場所を確認し、安全に登下校ができるよう話し合う機会にさせていただきたいと思っております。また、「通学路点検」をされて、危険箇所や補修工事等が必要と思われるなど気づかれたことがありましたら、担任または教頭へご連絡ください。

なお、例年PTA協議会が取り組んでいる「環境学習実践活動」(全県親子クリーンアクション)の実施については、これまで引き渡し訓練の下校時に親子クリーンアクションを実施してきましたが、学校周辺や校庭のごみ拾い活動等の環境整備作業を児童会活動として行うことで、環境への関心や意識を高めていきたいと思っております。ご家庭におかれましては、ご都合の良い時に出来る範囲内で環境整備作業を親子で行っていただけると有難いです。

保護者の皆様には大変お忙しい中、誠に恐縮に存じますが、万障お繰り合わせの上、ご出席いただけますようお願い申し上げます。

1 日 時 令和5年6月2日(金) 14:45~

2 日 程

(1) 引き渡し訓練(校庭) 14:45~15:00

※引き渡し訓練後、児童と一緒に下校します。

(2) 親子下校

①こども110番の家の確認

②通学路点検

※児童と一緒に子ども110番の家の場所を確認してください。

※児童と一緒に通学路の危険箇所や留意する必要がある箇所等の確認を行ってください。

3 その他

- ・引き渡しチェックカードに予定の引き取り者として記載の方の出席をお願いします。
- ・児童と一緒に帰りますので、徒歩での来校をお願いします。
- ・引き渡し訓練の詳しい内容につきましては、後日お知らせいたします。



転出入教職員

□令和4年度 転出職員

校長 岡 正人 定年退職
 教頭 武井 麻子 退職
 教諭 名取 美和 甲州市立神金小学校へ
 司書 日原 美紀 退職
 A L T ミラード・ジョディ 退職
 用務員 桐原 光二 退職

□令和5年度 転入職員

校長 土屋 弘明 甲州市立祝小学校より
 教頭 河野 直人 富士川町立鯉沢中学校より
 教諭 中村 悦子 甲州市立松里小学校より
 司書 飯島 佳代 甲州市立祝小学校より
 A L T アモア・デラリ・エミ
 用務員 吉田 久男

教職員一覧

No.	職名	氏名	
1	校長	土屋 弘明	学校経営
2	教頭	河野 直人	学校運営 学校運営協議会 防災教育 学校評価 保幼小中連携
3	教諭	高野 育愛	教務主任 家庭科主任 キャリア教育
4	教諭	山下 史江	1年担任 音楽主任 研究主任
5	教諭	守屋 博貴	2年担任 国語主任 生活科主任 図書館教育
6	教諭	天野ねいろ	3年担任 社会科主任 道徳主任 食育・給食主任
7	教諭	佐野 誠一	4年担任 体育主任 生徒指導主任
8	教諭	中村 悦子	5年担任 外国語科・外国語活動主任 図工主任
9	教諭	新藤 亘	6年担任 児童会主任 情報主任 視聴覚主任
10	教諭	杉本真知子	ひまわり学級担任 特別支援教育コーディネーター SC担当
11	教諭	水上 由人	なかよし学級担任 算数主任 総合主任
12	教諭	中嶋 康雅	コスモス学級担任 理科主任 栽培活動担当
13	教諭	大村 隆	英語専科（水・木午前勤務） ※兼職（◎北小 玉宮小 東雲小）
14	養護教諭	齊藤ふみ香	保健主事 清掃担当
15	事務職員	古屋 幸代	学校事務
16	栄養教諭	八嶽由里加	食育・給食指導 ※兼務（◎給食センター・松里小・神金小）
17	図書館司書	飯島 佳代	図書業務全般（月・水・金曜日） ※兼務（大藤小）
18	A L T	アモア・デラリ・エミ	外国語科・外国語活動（水曜日午前午後・木曜日午前勤務）※兼務（◎祝小・東雲小）
19	子供支援 スタッフ	古屋めぐみ	甲州市子ども支援スタッフ（学習支援講師）
20	スクールサポ ートスタッフ	小澤 陽子	甲州市学校支援スタッフ（月・水・金）
21	S C	坂本 美優	スクールカウンセラー 兼務（松里中・松里小）
22	用務員	深松 春雄	学校用務全般
23	用務員	吉田 久男	学校用務全般

令和四年度 親子で考えた「あいさつ標語」 入選作品

最優秀 井尻小 愛(あい)とあいさつ 日本一 (学校部門)

三年 子 荒井瑛祐 親 荒井祐貴

優 秀 ありがとう すなおに気持ち 伝えよう (家庭部門)

四年 子 小林心優 親 小林久美

優 秀 すれちがい あいさつをする 地域の輪 (地域部門)

四年 子 小林光里 親 小林美奈



*敬称を略させていただきました。

*たくさんのご応募、ありがとうございました。最優秀標語は、校庭南側フェンスに掲示します。

「これからも井尻地区に思いを込めてお返事をします。この紙を「家庭の目」につくことに掲示してください。」



甲州市立井尻小学校「学校いじめ防止基本方針」(ダイジェスト版)

2022年4月改訂

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

◇学級経営の充実

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して児童や学級の実態を把握し、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・「わかる授業」の実践に努め、児童が学ぶ楽しさや成就感をもてるようにする。

◇道徳教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

◇特別活動の充実

- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・学級活動や縦割り活動を通じて、協力したり協調したりする経験値を増やし、人権尊重の精神や思いやりの心を育むと共に、居場所づくりを進める。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

◇相談体制の整備

- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- ・保護者の相談日（時間）を設定する。
- ・必要に応じて、甲州市のSC、県のSC・SSW等への相談やカウンセリングへつないでいく。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・「きずなの日」を月2回設定するなど、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る教育相談に應じる時間を一層確保する。

◇学校相互間の連携

- ・松里中学校、松里小学校、及び、児童の就学していた保育園・幼稚園等その他、近隣の小中学校との情報交換を行う。

②いじめの早期発見のための措置

- いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等、必要な措置を講じる。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

- インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- 全校児童のインターネットに関する使用状況の調査を行い、現状把握に努めると共に、保護者に結果を公表し、問題がある場合は連携して指導を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任 甲州市 SC 井尻小 SC 等
- 〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- いじめの防止等を日常的、継続的に行うため、職員会議に情報交換及び共通理解を図る時間を設定する。
〈構成員〉 全教職員
- 〈活動〉 配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。
- 〈開催〉 職員会議に時間を設定する。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの事実は認められないが、いじめに発展する可能性が推察される場合、その必要性が認められる時は、関係する児童、保護者に対する支援と助言を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

③地域・家庭との連携

保護者や地域住民が学校との連携協力を協議する「すこやか会議」や青少年の健全育成を目指す「青少年育成甲州市民会議」、PTA 総会・学年部会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下、重大事態と言う）は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 資料

井尻小学校で実施しているアンケート

I 「学校生活アンケート」を、以下の内容を4段階で調査しています。理由など、記述式も併用しています。

- ① 学校は、楽しいですか。
- ② 授業は、楽しいですか。
- ③ 最近、学校で仲間外れにされたりいやな思いをしたりしたことがありますか。
- ④ 最近、友だちをからかったり、仲間外れやいやな思いをさせたりしたことがありますか。
- ⑤ あなたのクラスに「いじめ」があると思いますか。
- ⑥ その他、困っていることや願いがあったら、書いてください。

II 「携帯電話・スマホ調べ」を、「持っているか」や「記述式」で行っています。

甲州市 子ども十の誓い

- 一. 自分から進んであいさつをする。
- 二. 家族を大切に、楽しく毎日を過ごす。
- 三. 自分の言ったことには責任をもつ。
- 四. 嘘を言わず、正直に生きる。
- 五. 卑怯なことは許さず、
正しいと思つたことは進んで実行する。
- 六. 誰に対しても思いやりの心を持ち、
相手の立場に立って親切にする。
- 七. あらゆる生命を大切に、
ふるさとや自然を愛する。
- 八. 誰とでも協力し、ともに助け合つて生活する。
- 九. いじめは絶対にしない。
ネット上のいじめもしない。
- 十. 自分や友達の良いところを見つけ、
目標をもつて学び、前向きに生きる。

甲州市「親のあり方」十か条

- 一、親から進んで挨拶をします。
- 二、手づくりの朝食で、健康な心と体をつくります。
- 三、家族は互いに認め合い、明るい家庭を築きます。
- 四、子どもからの話しかけをじっくり聴きます。
- 五、子どもの個性を認め、長所を伸ばし、ゆったり育てます。
- 六、親が社会のルールをきちんと守ります。
- 七、命の大切さと他人を思いやる気持ちを教えます。
- 八、良いことは誉め、悪いことは叱ります。
- 九、芸術や読書に親しみ、豊かな心を育みます。
- 十、学校を信頼し、共に教育にかかわります。

甲州市「ICT端末の持ち帰り活用ルール」について

甲州市教育委員会

甲州市の子どもたちが、学習内容を理解し、より豊かな学びを実現するためのツール（道具）の一つとして、ICT端末を上手に活用していくことが大切です。家庭でも学校と同じ学習ができると、非常時、そして家庭学習などに役立ちます。大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため甲州市では、『ICT端末の持ち帰り活用のルール』があります。学校と家庭みんなでこのルールを守り、ICT端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1) 目的

- ・学校で貸し出すICT端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってははいけません。

2) 使用する場面

- ・家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、ICT端末をランドセル（かばん）から出しません。
- ・ICT端末の使用前と使用後には、石けん用手指をしっかりと洗いましょう。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・もったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところでは使ったりしません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・指でふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンで落書きしたり、じしゃくを近づけたりなどは絶対にしません。

3) 保管

- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。

4) 健康のために

- ・ICT端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいをしながら使います。
- ・寝る1時間前は使いません。

5) 安全な使用

- ・もしも、あやしいサイトに入ってしまったときや、一人では解決できないようなことが起こった時は、すぐに家の人に知らせます。

6) 個人情報など

- ・ICT端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・各機能・サービスを利用するためのアカウントは、各個人に配布されています。アカウント、パスワードなど他人にわからないように、各家庭で保管してください。

7) カメラで撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

8) データの保存

- ・ICT端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動に必要なものだけ保存します。

9) 設定・変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色など、ICT端末の設定は、勝手に変えません。

10) 不具合や故障

- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。（土日・祝日除く）
- ・故障・破損における事由によっては、修理代を負担していただく場合があります。

11) 使用の制限

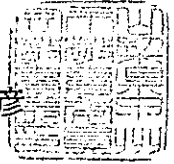
- ・甲州市『ICT端末の持ち帰り活用ルール』が守れないときは、ICT端末を使うことができなくなります。

※今後、授業と家庭学習のつながりが大切になります。ICT端末の持ち帰りが家庭学習等で活用する場面も増えて当たり前となります。ご家庭のWi-Fiを利用するにあたり、すぐにパスワードが分かるようなご準備も、併せてお願いいたします。ICT端末はとても高価な精密機械です。「両手でもつ、使わないときはバッグに入れる、入力は優しく」等、ていねいな使い方をいつも心がけてほしいです。

甲州教総第903号
令和4年12月22日

甲州市立井尻小学校PTA会員一同
代表 PTA会長 雨宮 雅樹 様

甲州市教育委員会
教育長 小林 俊彦



「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」等に対する回答書

師走の候 貴台におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

さて、令和4年11月7日付「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」及び
令和4年12月12日付「追加要望書」について、次のとおり回答いたします。

井尻小学校の通学区域に居住し、現在、井尻小学校に通学している6年生の
児童から中学校の就学校については、従来の通学区域である松里中学校と隣接
区域の塩山中学校のいずれかを保護者の選択に基づき、就学校に指定すること
とします。

なお、保護者の就学校指定は入学時に限り、原則、在学途中での指定校変更
は認めないものとします。

このことについては、令和5年度から塩山地域中学校再編の実施方針に基づ
き松里中学校が統合するまでの間における対応とします。

甲州市教育委員会
教育総務課 教育総務担当
電話 32-1412 (課直通)

甲州教総第903号
令和4年12月22日

甲州市立井尻小学校
保護者 各位

甲州市教育委員会
教育長 小林 俊彦



「松里中学校統廃合見直しに関する要望書」等の回答に伴う
今後の対応について（お願い）

師走の候 貴台におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

日頃から本市の教育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、甲州市立井尻小学校PTA会員一同からの要望書につきましては、別紙
回答書のとおり、現在の小学校6年生児童が中学校に入学する令和5年度から
指定校の隣接区域選択制を導入し、保護者の選択に基づき就学校を決定するこ
とといたしました。

今後の手続きにつきましては、あらためてお知らせいたしますので、保護者
の皆様、特に現6年生の保護者におかれましては、今しばらくお待ちいただき
ますようお願い申し上げます。

甲州市教育委員会
教育総務課 教育総務担当
電話 32-1412（課直通）